

議案第 55 号

議決第 号

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 31 日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例の一部を改正する条例

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例（平成22年始良市条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。  
別表（第15条関係）

項目		処理施設名	金額（円）				
			加治木町 新生町 処理施設	始良ニュー ータウン 処理施設	みさと台 処理施設	朝日ヶ丘 処理施設	南錦江 団地 処理施設
基本料金			1,400.00	1,400.00	1,700.00	2,000.00	2,000.00
従量料金 （排除汚水 量1立方メ ートルにつ き）	10立方メー トルまでの分	49.00	50.00	55.00	55.00	55.00	
	10立方メー トルを超え20立 方メートルま での分	59.00	60.00	65.00	65.00	65.00	
	20立方メー トルを超え30立 方メートルま での分	68.00	70.00	75.00	75.00	75.00	

30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	78.00	78.00	85.00	85.00	85.00
40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	88.00	88.00	95.00	95.00	95.00
50立方メートルを超える分	98.00	98.00	105.00	105.00	105.00

備考 排除汚水量は、1立方メートル未満は1立方メートルに切り上げて計算する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

##### (使用料に係る経過措置)

- 2 施行日前から継続して別表に規定する処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日の直前の使用料の算定を行った日から施行日以後初めて使用料の算定を行う日までの期間の使用に係るものの額の算定については、改正後の始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例（以下「新条例」という。）別表に規定する使用料にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日前から継続して南錦江団地処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日の直前の排除汚水量の算定を行った日から施行日以後初めて排除汚水量の算定を行う日までの期間の使用に係るものの額の算定については、新条例別表に規定する南錦江団地処理施設に係る使用料にかかわらず、なお従前の例による。

##### (準備行為)

- 4 新条例の規定による地域下水処理事業の実施に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

##### (検討)

- 5 管理者は、この条例の施行後5年を目途として、新条例別表の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。